

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業
通所型サービスA うぐいす 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会が実施する平川市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービスA）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 通所型サービスA うぐいす
- (2) 所在地 青森県平川市碓ヶ関三笠山120-1（平川市碓ヶ関地域福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、業務の状況により、職員を増減員することができる。

- (1) 管 理 者 1名 管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵

守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従事者等 2名以上 従事者等は、日常生活を営むのに必要な介護予防に係る運動や生きがい活動及びレクリエーションの支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日と金曜日とする。ただし、12月31日～1月3日を除くものとする。
- (2) 営業時間は、午前8時00分から午後4時45分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前10時00分から午後2時00分までとする。

(事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 介護予防に係る運動
- (4) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (5) 入浴
- (6) 食事サービス
- (7) その他

2 事業の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 事業所は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- (2) 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービスA個別計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- (3) 前号の通所型サービスA個別計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所型サービスA個別計画等を作成する。
- (4) 管理者は通所型サービスA個別計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内

容を説明し、文書により同意を受け交付する。

- (5) 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録、その他の事業の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- (9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所型サービスA個別計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所型サービスA個別計画等の変更を行う。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、「平川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- 3 介護予防に係る運動やレクリエーションに要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用があるときは、その他の費用として支払いを受けるものとする。
- 4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、重要事項説明書（兼）契約書へ同意する旨、署名を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、重要事項説明書（兼）契約書へ同意する旨、署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、平川市碓ヶ関地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為
- (2) 健全な交流を妨害する行為

- (3) わいせつな内容、表現、及び誘発する行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、当事業所が不適切とする行為

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従事者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常対策を行う。

2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年2回行う消防訓練実施計画による消火、通報、

避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備器具の点検を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市へ通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(ハラスメント等について)

第18条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- (2) 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、次の業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、サービス提供した日から2年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福法人平川市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を平川市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 令和3年7月1日 一部改正 (第1条・2条・3条・4条・5条
6条・7条・8条・9条・11条
12条・13条・14条・15条
16条・17条・18条・19条)

附 則 令和4年4月1日 一部改正 (第5条・6条・7条・8条・9条)

附 則 令和5年4月1日 一部改正 (第6条・9条)

附 則 令和5年11月7日 一部改正 (第17条・18条・19条・20条)

附 則 令和6年4月1日 一部改正 (第8条・11条・12条・14条
15条・16条・17条・18条
19条・20条・21条)

附 則 令和6年10月1日 一部改正 (第18条・19条・20条・21条
22条)